

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年8月5日

寒川町監査委員 北 村 美 仁  
同 天 利 薫

**1 監査の種類**

財政援助団体等の監査

- (1) 補助団体
- (2) 公の施設の指定管理

**2 監査の実施期間**

令和2年6月11日から令和2年6月29日まで

**3 監査の対象部課等**

- (1) 公益社団法人寒川町シルバー人材センター  
所管課：福祉部高齢介護課
- (2) 寒川町ふれあいセンター指定管理者：公益社団法人寒川町シルバー人材センター  
所管課：福祉部高齢介護課

**4 監査の対象**

- (1) 寒川町から交付した補助金（令和元年度分）に係る補助団体の出納その他事務の執行及び高齢介護課の上記団体への補助金に係る出納その他の事務
- (2) 令和元年度寒川町ふれあいセンターの管理に係る出納その他の事務並びに高齢介護課の指定管理に係る出納その他の事務

**5 監査の着眼点（評価項目）及び実施内容**

- (1) 監査の実施にあたっては、寒川町シルバー人材センター及び町福祉部高齢介護課より監査説明書及び関係書類等の提出を求め、補助金の目的に沿った交付申請から実績報告までの事務手続き、補助対象事業内容の執行が適切かつ効率的に行われているかどうか等を主眼として監査を実施し、関係職員等の説明を聴取した。
- (2) 監査の実施にあたっては、寒川町シルバー人材センター及び町福祉部高齢介護課より監査説明書及び関係書類等の提出を求め、施設が関係法令等に沿って適切に管理されているか、協定書等に基づく義務の履行が適切に行われているか、施設管理に係る出納その他の事務が目的に沿って適切に行われているか等を主眼として監査を実施し、関係職員等の説明を聴取し併せて現地調査を行った。

## 6 監査の結果

- (1) 補助団体に係る事務については、おおむね適正に行われているものと認められるが、一部の事務執行について指摘すべき事項があったため、下記のとおり勧告し措置状況の報告を求める。

その他留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況の報告を求める。

### (指摘すべき事項)

補助金の対象経費は寒川町シルバー人材センター補助金交付要綱第3条に規定され、給与手当などの人件費の他需用費、役務費等に充当される予定であり、町補助金の他に同法人が受領している国庫補助金については、町が応分の補助を行うことを前提に対象経費の2分の1の額を交付するとしており、町補助金充当額の一部については国庫補助金の対象経費の一部（残りの2分の1）となっていた。しかし、変更交付申請書及び精算書に記載の内容は、町補助金の全額が人件費に充当されており、経緯が不明であった。

- (2) 指定管理に係る事務及び施設の管理については、おおむね適正に行われているものと認められるが、一部の事務執行について指摘すべき事項があったため、下記のとおり勧告し措置状況の報告を求める。

その他留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況の報告を求める。

### (指摘すべき事項)

寒川町ふれあいセンターの管理に関する基本協定書第23条では、指定管理料は受注者の他の口座とは別の口座で管理することになっていたが、指定管理料の支払遅延により資金が枯渇し、一時的に別口座から複数回資金を振替えていたことにより、現金と帳簿の整合性を欠くものとなっていた。

平成31年度における寒川町ふれあいセンターの管理に関する年度協定書により、指定管理料の支払については4月、7月、10月及び1月の末日までとする旨を定めているが、指定された時期に請求行為が行われていないため、指定管理料支払遅延による残高不足となり、予定されていた口座振替ができず支払遅延金及び振込手数料の計1,289円を上乗せした額が指定管理料から支出されていた。指定管理料が年度協定書に規定された適切な時期による請求に基づき支払が行われていたとするならば、支出する必要がなかったものである。よって支払遅延金及び振込手数料相当分 計1,289円を町に返還されたい。

## 7 監査の結果に関する意見

- (1) 町と補助団体は連携を密にし、補助事業の内容や事業費を変更する場合は事前に協議等を適時・適切に行うことにより、補助金の適切な執行を図られたい。

- (2) 指定管理施設における会計処理については、指定管理料の支払遅延に伴い資金が枯渇し、指定管理口座以外の他の口座から資金の振替が一時的に行われ、現金と帳簿の不一致など適正性を欠く会計処理が散見されるなど、指定管理制度における信頼性が損なわれかねない状況であった。

指定管理業務の点検、指導やモニタリングの在り方の再検討を行うなど、指定管理業務の適正性の確保を図られたい。